

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

発症日

「発熱の初日」をいいます

X=出席停止

O=登校可能

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあたっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症したその日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は解熱した日によって出席停止日が延期されます。

発熱

37.5℃以上、または、平熱より1.0℃以上高い場合をいいます

発症後何日目に解熱しましたか？	発症日 (0日)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
発症後1日目に解熱した	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	注) 元気な様子でも登校できません		6日目		
	X	X	X	X	X	X	O		
発症後2日目に解熱した	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	注)	6日目		
	X	X	X	X	X	X	O		
発症後3日目に解熱した	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	6日目		
	X	X	X	X	X	X	O		
発症後4日目に解熱した	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	7日目	
	X	X	X	X	X	X	X	O	
発症後5日目に解熱した	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	8日目
	X	X	X	X	X	X	X	X	O

出席停止期間は、家庭で安静に過ごしましょう。上記の表を参考に主治医の指示に従って登校してください。